

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
輪島市	本郷地区(原、長井坂、荒屋、定広、地原、東大町、別所、堀腰、平、二又川、内保、本内、谷口、能納屋、俊兼、四位、百成)	令和3年3月23日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	134.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	111.2ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	47.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	41.3ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>高齢化が進み、また担い手・後継者不足によって、耕作放棄地の増加等が課題になっている。(原) 平均年齢70歳以上であり、今後田んぼや畑を維持していくのが難しい状況であり、後継者も少ない事もあり今後出来なくなった時には中心経営体に預けたい。以前に圃場整備について話し合いを持ちましたが、賛成する人・反対する人がいたため荒屋地区として統一した意見をまとめる事ができなかったが、基盤整備が必要と思います。(荒屋)</p> <p>高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。但し、まだ4年位は各自がやる気である。(定広) 担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(東大町) 当集落は、明治時代10戸程度あったと聞いているが、昭和で6戸となり近年になっては3戸となり、更に急速な少子高齢化が進んでおり、いわゆる限界集落である。現在は中心経営体Aに農地の作業及び管理を全面的に委ねている。(堀腰) 水源をため池に依存しており、ため池が機能不全となった場合は一切耕作が不可能になる。(堀腰) 若者が地元を離れて空き家が増え、過疎化・高齢化が進行している。耕作放棄地等の増加を防ぐためにも、担い手が積極的に取り組めるように基盤整備が必須となると考える。(平) 担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(二又川) 当集落にて、高齢化・鳥獣被害及び中山間等などの理由により、担い手不足が懸念される。当集落での農地プラン策定が急務である。(内保①) 高齢化や中山間という条件不利地域である。(内保②) 後継者がいない耕作放棄地の増加が課題となっている。(内保②) 高齢化や中山間という条件不利地域である。担い手・後継者不足であることか中心経営体Aに頼る農家が多い。(本内) 現在集落内で2名の稲作者がある。70才以上で後継者不足で農地の受け手の確保が必要。R3年以降工事調査圃場整備が実施予定。(能納屋) 四位地区の農業者は2名です(65才以上)。後継者は見込まれませんので、可能な限り、自分で耕作します。(何年か未定)(四位) 高齢化が進み耕作者が少なく、法人に委託している状態。将来的には大区画整備を行い、全ての農地を法人に委託予定。(百成) 高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。但し、まだ4年位は各自がやる気である。(定広)</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作できなくなった農地については、今後中心経営体に委ねたい。(荒屋)
来年度、長男定年退職後、現在耕作している土地を続けて作付するとの事。(長井坂)
担い手が耕作しやすい様にとは思うが、基盤整備は10ha、相続等で頓挫しどうしてよいかわからない。(定広)
耕作できなかった農地について、今後は中心経営体が担っていく。(東大町)
耕作できなくなった農地について、今後は中心経営体Aが担っていく。(掘腰)
中心経営体に担ってもらうためにも、新たな経営体の受入れ促進のためにも農地の整備や、新たな加工品作物の開発等に協力していきたい。(平)
耕作できなくなった農地について今後は、中心経営体1名が担っていく。(二又川)
集落内での耕作者と担い手耕作者と協議し田地化の推進が必要。(内保①)
耕作出来なくなった農地について、今後は中心経営体が担っていく。(内保②)
耕作できなくなった農地について、今後は中心経営体Aにお願いし対応していく。(本内)
耕作できなくなった農地(山間部)については集落(6名)でなんとか守っていく計画。(能納屋)
担い手が作業しやすい基盤整備が必要。(四位)
大区画整理を行い省力化を進め中心経営体Aに委託。(百成)
耕作できなくなった農地については、今後は、中心経営体が担っていく。担い手が耕作しやすい様にとは思うが、基盤整備は10ha・相続等で頓挫してどうしてよいかわからない。(定広)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻	32.10 ha	水稻	58.40 ha	
		小豆	0.90 ha	小豆	0.90 ha	
		山菜	0.10 ha	山菜	0.10 ha	
		しいたけ	0.10 ha	しいたけ	0.10 ha	
		そば	3.50 ha	そば	5.00 ha	
		大豆	1.60 ha	大豆	2.60 ha	
		ピーマン	0.10 ha	ピーマン	0.10 ha	
		六条大麦	2.00 ha	六条大麦	3.30 ha	
集	B	そば	1.00 ha	そば	1.00 ha	
認農法	C	水稻	15.80 ha	水稻	25.80 ha	
		そば	1.80 ha	そば	1.80 ha	
		六条大麦	0.70 ha	六条大麦	0.70 ha	
認農	D	水稻	1.40 ha	水稻	1.60 ha	
	E	水稻	1.90 ha	水稻	2.90 ha	
		ばれいしよ	0.10 ha	ばれいしよ	0.10 ha	
	F	水稻	0.40 ha	水稻	0.40 ha	
	G	水稻	0.80 ha	水稻	0.80 ha	
		メロン	0.10 ha	メロン	0.10 ha	
	H	水稻	1.10 ha	水稻	1.10 ha	
認農	I	水稻	5.80 ha	水稻	5.80 ha	
認農法	J	養豚 1700頭	ha	養豚 1700頭	ha	
	K	水稻	2.00 ha	水稻	2.00 ha	
	L	水稻	0.10 ha	水稻	0.10 ha	
		野菜	0.08 ha	野菜	0.08 ha	
	M	水稻	0.70 ha	水稻	0.70 ha	
		野菜	0.04 ha	野菜	0.04 ha	
			ha		ha	
計	13人		74.22 ha		115.52 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。